

朝日クイックサービス利用規定

(適用範囲)

1. 本規定は、朝日信用金庫（以下「当金庫」といいます）が店舗に設置する専用端末でお客さまご自身による入力にて取引を申込利用する「クイックサービス」（以下「本サービス」といいます）について適用されるものです。

(サービス内容)

2. 本サービスでは、お客さまの「通帳」または「キャッシュカード」と後記4の暗証番号入力により当金庫所定の書類に記名（署名）及び届出の印章による押印をすることなくお取扱いすることができます（法令等により印鑑押印や署名が必要な取引は除きます）。

(利用者)

3. 本サービスをご利用できる方は、以下のとおりです。
 - ・個人の方は、ご本人（預金者）の方のみです。代理人カードは利用できません。
※連名にて取引をいただいている方は、全員の申込登録書への署名が必要です。
 - ・法人及び権利能力なき社団の方は、代表者の方及び代表者から取引の委任を受けている方です。
※任意団体の方で通帳と印鑑を別人管理されている方は、申込登録書には両方の署名が必要です。

(暗証番号)

4. 本サービスで利用する暗証番号は、「キャッシュカード暗証番号」及びご登録いただく「クイックサービス専用の暗証番号」の両方をご利用いただけます。「クイックサービス専用の暗証番号」は、適時変更をすることを推奨します。

(暗証番号等の管理)

5. キャッシュカード、通帳、暗証番号は、厳格な管理をしてください。特に、暗証番号は他人に知られないよう厳重な管理をしてください。

(暗証番号の変更)

6. 「クイックサービス専用の暗証番号」を変更する場合は、専用端末にて現在、使用している暗証番号を入力後に新しい暗証番号のご登録をしてください。
また、暗証番号を失念したお客さまは、ご利用の店舗でお手続きをしてください。

(暗証番号の取消等)

7. 「クイックサービス専用の暗証番号」を取消する場合は、ご利用の店舗でお手続きをしてください。また、当事者の一方の都合によりいつでも取消することができます。

(取引の成立)

8. 本サービスにて取引を申し込まれた場合は、当金庫が承諾した場合のみ取引が成立したものとみなします。

(本人確認)

9. 本サービスの利用にあたって、取引の正当な権限者であることを確認するため、本人確認書類等の提示を求めることがあります。この場合、当金庫が承諾するまでは、申込みは成立しません。

(免責事項)

10. 前記4に定める暗証番号による本人確認が正常に完了した場合は、当金庫は、お客さま本人による本サービスの利用とみなし、専用端末、暗証番号等について当金庫の責によらない偽造、変造、盗用、不正利用の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責による場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

(本規定の範囲)

11. この規定は、預金規定集、定期預金規定集、朝日キャッシュサービス規定、振込規定（以下「原規定」といいます）の一部を構成するとともに、原規定と一体として取扱われるものとし、本規定に定めがある事項は本規定の定めが適用され、本規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

(本規定の変更)

12. 本規定の変更については、当金庫所定の方法により利用者に変更内容を公表した後に、利用者が本サービスを使用したときは、利用者は、変更事項及び新規定を承認したものとみなされることに異議はないものとします。

以 上

平成 30 年 4 月 11 日改定